

厚真町アイヌ施策推進地域計画

令和6年3月18日認定（令和7年3月19日変更認定）

変更後	変更前
1・2 （略） 3 （1） ※アイヌ文化等関連施設 1 厚幌ダム右岸小公園 （中略） 来訪者の休憩及び交流の場として活用 ※令和6年10月6日 カムイノミ・イチャルパ実施会場 ※アイヌ民族関連文化遺産 1・2 （略） 3 林業専用道幌内栄支線 （中略） 現況 令和6年1月開通。 4 （略） 5 ニタップナイ遺跡 （中略） 現況 （中略）などを検出。<u>令和6年度の一部発掘調査では、17世紀初頭前後のアイヌ民族の土木工事の一部痕跡を確認しており大規模なコタンであっ</u>	1～5 （略） 3 （1） ※アイヌ文化等関連施設 1 厚幌ダム右岸小公園 （中略） 来訪者の休憩及び交流の場として活用予定 ※令和6年10月6日 カムイノミ・イチャルパ実施予定会場 ※アイヌ民族関連文化遺産 3 林業専用道幌内栄支線 （中略） 現況 令和6年4月開通予定。 4 （略） 5 ニタップナイ遺跡 （中略） 現況 （中略）などを検出。

た可能性が確認できている。

6・7 (略)

8 吉野地区石碑「教育発祥の地」
(中略)

現況 (中略) 明治21年のアイヌ民族の強制移住先と吉野古道。

9～12 (略)

13 厚和1遺跡
(中略)

現況 (中略) 起点。なおコタンは明治21年の強制移住により解体されている。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

⑤町民向け理解促進事業

厚真町民を対象として町内のアイヌ文化資源の見学ツアー実施のほか、国立アイヌ民族博物館や(中略)への理解促進に寄与する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

①アイヌ文化資源見学・ツアー事業
(中略)

桜丘チャシ跡の草刈りや測量調査等の環境整備を行い、

5 (略)

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

6・7 (略)

8 吉野地区石碑「教育発祥の地」
(中略)

現況 (中略) 明治時代のアイヌ民族の強制移住先と吉野古道。

9～12 (略)

1 厚和1遺跡
(中略)

現況 (中略) 起点。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

⑤町民向け理解促進事業

厚真町民を対象とし、国立アイヌ民族博物館や(中略)への理解促進に寄与する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

①アイヌ文化資源見学・ツアー事業
(中略)

桜丘チャシ跡の草刈り等の環境整備を行い、

5 (略)

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4－1、4－2と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付)

事業費：261,741千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4－3と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付)

事業費：7,278千円

(3) (略)

※(1)～(3)の合計事業費：269,019千円

7～10 (略)

(1) 文化振興事業

事業内容：4－1、4－2と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付)

事業費：281,326千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4－3と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度(事業スケジュールを添付)

事業費：7,970千円

(3) (略)

※(1)～(3)の合計事業費：289,297千円

7～10 (略)

アイヌ施策推進地域計画

1 アイヌ施策推進地域計画の名称

厚真町アイヌ施策推進地域計画

2 アイヌ施策推進地域計画の作成主体の名称

北海道厚真町

3 アイヌ施策推進地域計画の目標

(1) 地域におけるアイヌ文化等の現状及び課題

厚真町は、流路延長52.3kmの厚真川流域に広がり、北は夕張山地、南は太平洋に面する南北約32.5km、東西約17.3kmの町域である。町名の語源は「アッ・トマム」(向こうの・湿地帯)や「アッ・マ」(モモンガ・泳ぐ)などの諸説があり、厚真川河口部のアイヌ語地名が由来となっている。1858年に来町した松浦武四郎の記録では町内に約100カ所のアイヌ語地名が記録されており、キムンコタン(厚和地区)やトンニカコタン(富里地区)など5カ所の集落が記録され、盛んな農耕や宝物が多く伝わる豊かな生活像と場所請負制度によって労働力として搾取された集落の様子を記している。

厚真町における人類の歴史は古く、約14,500年前の旧石器時代にまで遡り、以降、先住民族アイヌの人々の歴史として、現代に至っている。近年、厚真川上流域の厚幌ダム建設に伴う埋蔵文化財・遺跡発掘調査では、現在のアイヌ民族伝統文化のカムイノミが少なくとも約1,000年前まで遡ることが判明した。この他、サハリン経由の北回りでロシアのアムール川流域の鉄のやじりや沿海地方のメノウ玉、北方大陸産のコイル状装飾品やワイヤー製腕輪が出土し、南からは朝鮮半島産の佐波理銃、北九州産のガラス玉や京都産の和鏡、愛知県常滑産の中世陶器や鎌倉産スタンプ文漆器などの広域的ネットワークを示す多数の貴重な出土品が発掘されている。これらの出土品は、文化庁も「重要考古資料」として平成23年2月に選定し、アイヌ民族の精神文化儀礼を伝える資料として、また海を越えた交易を繰り広げる活発な交易民としてのアイヌ民族の姿を顕著にあらわすものとして評価している。近年の活用としては国立博物館などでの特別展で公開のほか、高校の日本史教科書のほか多数のアイヌ文化、歴史雑誌にも紹介され、すでに全国的にも注目されている。

なお、これらの発掘調査ではアイヌ民族のお墓も見つかり、その出土人骨は令和3年9月に厚真アイヌ協会へ地域返還され、厚真町教育委員会が軽舞遺跡調査整理事務所にて副葬品と共に丁重なる安置をしている。毎年10月第1日曜日にカムイノミ・イチャルパ(神々への祈り・先祖供養)を厚真アイヌ協会主催、厚真町教育委員会協力で執り行っているほか、イナウ製作体験や出土品の特別公開事業も行っており、アイヌ民族の歴史文化への関心は高まりつつある。

課題として、現在の厚真町は農業の町として、圧倒的多数の町民が認識しており明治時代の農業開拓期以降の歴史が「厚真町の歴史」としての認識が強く、ほぼ同じ気候、地勢の中で育まれてきた先住民族アイヌの歴史との連続性に乖離した状況にある。また厚真町のアイヌ民族の歴史文化財は全国から注目されているものの、先住民族アイヌの人々の歴史や文化に関する厚真町民の興味関心、理解度は、残念ながら未だに低い状況にある。

これらの課題を解決するため、厚真町では、令和10年度供用開始予定の文化交流施設内に「仮称 アイヌ歴史文化センター」を設置する計画を進めている。新たな拠点施設と町内各地域のアイヌ文化等関連施設、アイヌ民族関連文化遺産を有機的に連結させ、厚真町民、北海道民、日本国民へ多様な歴史と多文化、未来にむけた民族共生への理解促進のための各種整備や交流などの取組を積極的に推進する必要がある。

※アイヌ関連団体

- 1 厚真アイヌ協会（設立：平成23年4月5日）

※アイヌ文化等関連施設

- 1 厚幌ダム右岸小公園

所在 厚真町字幌内

現況 令和5年11月30日設置。チセ風四阿や厚幌ダム建設に伴う埋蔵文化財・遺跡発掘調査で判明したアイヌ民族の歴史文化を紹介する看板などを設置。地域や町外からの来訪者の休憩及び交流の場として活用。

※令和6年10月6日 カムイノミ・イチャルパ実施会場

- 2 厚真町軽舞遺跡調査整理事務所

所在 厚真町字軽舞205番地の2

現況 アイヌ文化財保管・展示施設。学芸員常駐。

- 3 厚真町厚北地域防災コミュニティセンターならやま

所在 厚真町字富里373番地の1

現況 令和4年設置。地域住民の地域活動、交流の場として活用されている。敷地内に町指定文化財「松浦武一郎之碑」が所在し、地域のアイヌ文化を伝えている。

- 4 幌里生活館

所在 厚真町字幌里216番地の2

現況 昭和48年設置。平成9年改築。地域住民の地域活動、交流の場として活用。

- 5 上野生活館

所在 厚真町字上野279番地の3

現況 昭和44年設置。平成9年改築。地域住民の地域活動、交流の場として活用。

- 6 鯉沼生活館

所在 厚真町字鯉沼63番地の5

現況 昭和50年設置。平成9年改築。地域住民の地域活動、交流の場として活用。

※アイヌ民族関連文化遺産

1 道道北進平取線オビラルカトンネル（縄文時代以降続いたアイヌ民族の山越えルート）

所在 厚真町字幌内（むかわ町穂別境界）

現況 厚真町字幌内～むかわ町穂別地区を結ぶ道道。平成30年9月開通、9月通行止め、令和6年4月通行止め解除。縄文時代以降続くアイヌ語地名を冠した山越えルートのトンネル。

2 厚幌ダム遺跡群

所在 厚真町字幌内

現況 ダム湖底。平成14年から28年にかけてダム建設に伴い旧石器時代以降の遺跡が調査され、15カ所の擦文・アイヌ文化期の遺跡がみつかった。道内最古級のヲチャラセナイチャシ跡も存在していた。多数のチセ跡やお墓、シカや日用品の送り場跡、シカ追い込み猟の柵列跡などが発掘され、多数の道内外、国外からの交易品、日常生活品が出土した。

3 林業専用道幌内栄支線

所在 厚真町字幌内

現況 令和6年1月開通。1856年に松浦武四郎が踏査、山越えしたルート。

4 幌内7遺跡

所在 厚真町字幌内

現況 町道幌内左岸線道路敷地や農地。平成20年に発掘調査。13末～14世紀初めのチセ（平地式住居）跡や17世紀中葉の道跡1条を検出した。

5 ニタップナイ遺跡

所在 厚真町字富里

現況 農地・林地・町道ほか。平成19年に発掘調査。昭和30年代、17世紀中葉のシヤクシャインの戦いの時期のコタン跡地。同時期のヌササン（祭壇）跡、イワクテ（モノ送り場）跡などを検出。令和6年度の一部発掘調査では、17世紀初頭前後のアイヌ民族の土木工事の一部痕跡を確認しており大規模なコタンであった可能性が確認できている。

6 富里地区アイヌ伝承地

所在 厚真町字富里一円

現況 山林・原野・河川・耕作地・宅地・道路ほか。松浦武四郎が記録した「天使のカメモ」（津波伝承）や「紅スズラン」（闘争伝承悲話）、シカ落としの沼地跡、カムイノミ跡地などが残る地域。

7 松浦橋（一般道道上幌内早来停車場線）

所在 厚真町字富里

現況 昭和32年設置。厚真川中流域の支流頗美宇川に架かる橋梁。幕末の蝦夷地探検家松浦武四郎の名を冠した橋梁。この橋梁に隣接して町指定文化財「松浦武四郎之碑」が所在していた（令和3年移転）。松浦武四郎の名を冠する橋梁は北海道唯一。

8 吉野地区石碑「教育発祥の地」

所在 厚真町字吉野

現況 荒蕪地（北海道胆振東部地震被災地）。明治21年のアイヌ民族の強制移住先と吉野古道。

9 桜丘チャシ跡

所在 厚真町字桜丘

現況 山林。平成21年部分的な発掘調査を実施。15世紀の戦闘的機能を有するチャシ（山城）跡。解説看板を設置。アクセスルートは北海道胆振東部地震で崩壊。

10 宇隆相馬妙見神社

所在 厚真町字宇隆

現況 神社境内及び地域公民館敷地。奥州藤原氏との交易を示す12世紀の愛知県常滑壺の出土地。

11 竜神沼

所在 厚真町字富野

現況 湖沼、山林。松浦武四郎の踏査ルートで「ホントウ」と記録。

12 上厚真遺跡

所在 厚真町字厚和

現況 小学校用地、道路、山林。令和3年の発掘調査で16世紀のホッキガイ等の送り場跡を検出。

13 厚和1遺跡

所在 厚真町字厚和

現況 山林・耕作地・宅地。幕末期における町内最大のコタン「キムンコタン」跡地。むかわ町穂別栄地区への古道「似湾街道」の起点。なおコタンは明治21年の強制移住により解体されている。

14 臨港大橋（町道浜厚真本線）

所在 厚真町字浜厚真

現況 厚真川河口部に架かる橋梁。松浦武四郎が訪れたアツマコタン付近。

（2）アイヌ施策推進地域計画の目標

厚真町の気候、地勢に育まれてきたアイヌ民族の歴史や文化遺産を広く公開し、町民の正しい理解を得る。そして先住民族であるアイヌ民族のすべての方々が、自らの出自、自らの民族に誇りをもち、かつ主張できる地域社会の醸成を目指す。あわせて、現在の農業の町、厚真町を切り開いた本州などからの開拓移民の歴史文化との相互尊重、調和のとれた民族

共生の地域社会を目指す。

そして、尊重し合う共生社会が生み出す、地域の多様性多文化性を域外からの来町者とも共有できる場所、機会を提供し、これからの厚真町の発展にも寄与できる総合的な施策を進めることを目的とする。

(3) 数値目標

事業	アイヌ文化の保存又は 継承に資する事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業		
K P I	カムイノミ 参加者数	軽舞遺跡 事務所来館者	画像提供・講話等 外部依頼件数	厚真町アイヌ文化 HPアクセス数
令和6年度 (基準年度)	80 名	のべ800 人 ／年間	5 件／年間	のべ500 件 ／年間※
令和7年度	100 名	のべ1,000 人 ／年間	7 件／年間	のべ2,000 件 ／年間
令和8年度 (中間目標)	120 名	のべ1,200 人 ／年間	10 件／年間	のべ4,000 件 ／年間
令和9年度	130 名	のべ1,300 人 ／年間	13 件／年間	のべ6,000 件 ／年間
令和10年度 (最終目標)	150 名	のべ1,500 人 ／年間	20 件／年間	のべ10,000 件 ／年間

事業	アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業		観光の振興その他の産業 の振興に資する事業
K P I	アイヌ歴史文化センター 来館者数	先進地見学会 町民参加者数	桜丘チャシ跡見学会・ アイヌ文化講演会等 参加者数
令和6年度 (基準年度)	—	—	20 人
令和7年度	—	60 人	80 人
令和8年度 (中間目標)	—	70 人	100 人
令和9年度	—	80 人	120 人
令和10年度 (最終目標)	4,300 人 ※11 月開館予定	100 人	200 人

4 アイヌ施策の推進に必要な事業に関する事項

4-1 アイヌ文化の保存又は継承に資する事業

① アイヌ文化保存・継承環境整備事業

厚真町では毎年、厚真アイヌ協会主催で伝統儀式のカムイノミ（神々への祈り）・イチャルパ（先祖供養）を一般町民参列・見学可能な方法で執り行っている。現在の厚真アイヌ協会は、構成員が8名と少人数であり、次世代の担い手不足が課題となっている。今後も厚真アイヌ協会が伝統儀礼を継続、継承していくうえで、担い手を育成するためにアイヌ文化の伝統的工芸品、民族衣装等の備品を購入し、地域のアイヌ文化継承のための環境を整備する。事業実施時以外はアイヌ文化伝統工芸品として展示公開し、理解促進に寄与する。

4-2 アイヌの伝統等に関する理解の促進に資する事業

① アイヌ歴史文化情報発信事業

厚真町のアイヌ民族に関する埋蔵文化財や民具、伝統儀式や遺跡などの歴史文化資源に関し、写真・動画撮影による記録保存、情報収集のうえ、厚真町のアイヌ文化関連のホームページ開設（更新）や各種書籍、デジタルサイネージなどでの情報発信事業を行う。また、これに係る情報発信端末機器等も整備し、アイヌ民族の歴史文化への理解促進と民族共生理念の浸透に寄与する目的に実施する。

② アイヌ出土文化財レプリカ製作委託事業

貴重なアイヌ出土文化財は非常に脆弱な資料であることから、一般公開の際には温湿度管理に細心の注意を要するとともに、少なからずの資料ダメージのリスクを伴う。また展示施設への移動時の損傷リスクも発生することから、これを改善すべくレプリカを製作し、より幅広い展示公開活用・理解促進に寄与する。

③ アイヌ伝統工芸人材育成事業

出土文化財の調査研究で判明した製作技術を現在の伝統工芸家とも共有を図り、技術の継承、若手工芸家の育成も目的とする。また、完成した復元品は劣化した出土品との比較展示資料となり、展示公開することで長く受け継がれてきたアイヌ文化の歴史への理解促進に寄与する。

④ 厚真町民アイヌ文化ガイド育成事業

各種一般向け事業や見学会ツアー等、令和10年度供用開始予定のアイヌ歴史文化センター展示室などの厚真町内のアイヌ文化に関する町民ガイドを育成する。町民5名程度の登録制とし、令和6年度は募集、令和7年度から隔月で町学芸員のほか外部講師を招きガイド養成講座を実施し、年1回以上、先進地事例の視察研修会も実施する。2年間を1講座とし、2サイクルの実施予定。町民ガイドからさらに町民への情報共有のハブ的存在、学芸員業務補助としての目的も有する。

⑤ 町民向け理解促進事業

厚真町民を対象として町内のアイヌ文化資源の見学ツアー実施のほか、国立アイヌ民族博物館や平取町立二風谷アイヌ文化博物館など先進的施設を見学し、アイヌ民族の歴史と文化や今後の厚真町のアイヌ施策（アイヌ歴史文化センター建設など）への理解促進に寄与する。

⑥ アイヌ歴史文化センター開館準備事業

厚真町はアイヌ文化政策の拠点施設として（仮称）厚真町アイヌ歴史文化センターを令和10年度供用開始予定で計画を進めている。センターの展示資料として、厚幌ダム建設事業などに伴う埋蔵文化財・遺跡発掘調査で判明したコタン（集落）跡やチャシ跡などの立体模型や各種映像展示プログラムの製作などのほか、開館直前にはPRパンフレット作成や教育旅行関係者への積極的プロモーション活動を実施する。

さらに令和10年供用開始に合わせての記念事業としてアイヌ文化振興に係る著名人の講演会、展示室の見学会、町内のアイヌ文化構成資産の見学会を実施する。今後の活用、運営を含め町内外からの利用促進を図り、厚真町のアイヌ政策と民族共生の理念に関しての理解促進に寄与する。

なお、町内のアイヌ文化関連資源の有効活用や各種文化財関係事業の評価、センターの展示計画等について、大学研究者や元文化財行政職員などのアイヌ文化研究者から専門的意見を聴取する「有識者等検討委員会」を実施している。今後も厚真町アイヌ政策地域計画、推進事業についても意見等を頂き、随時、修正等をかけていく。

⑦ アイヌ歴史文化センター整備事業

令和10年度供用開始予定の厚真町文化交流施設内のアイヌ歴史文化センター内部の遺骨安置室内装、厚真アイヌ協会庶務室内備品、資料展示ケース、照明器具、展示パネル、映像展示機器等、書架、館内Wifi環境設備・展示解説用タブレット等の展示関連備品、可搬式消火設備や防犯カメラ等の防火防犯関連備品の購入と設置工事のほか展示資料を収蔵保管している軽舞遺跡調査整理事務所からの移転作業も実施し、展示公開施設の環境を整備し、アイヌ文化への理解促進、文化振興に寄与する。

4-3 観光の振興その他の産業の振興に資する事業

① アイヌ文化資源見学・ツアー事業

アイヌ民族の歴史や精神文化を象徴的に示すチャシ跡や幕末期に北海道を探検し、アイヌ民族の生活や文化、地名の詳細を記録した松浦武四郎は、全国的にも注目されている貴重なアイヌ歴史文化資源である。このうち、町内に現存する唯一の桜丘チャシ跡の草刈りや測量調査等の環境整備を行い、見学会の実施等での活用を進める。このほか、松浦武四郎の厚真町指定文化財の功績碑や町内の踏査ルートを巡るツアーを実施し、厚真町民のみに限らず、広く北海道内外の一般市民を対象としたアイヌ歴史文化資源の見学会や講演会を実施する。これらの事業は、デジタルカメラ等でも記録し、ホームページにも掲示し更なる理解促進に努める。

これによりアイヌ民族の歴史文化への理解促進を図り、民族共生社会の構築のほか町外からの交流人口増加が見込まれ、教育観光や地域経済の活性化に寄与する。

4-4 地域内若しくは地域間の交流又は国際交流の促進に資する事業
なし

5 計画期間

アイヌ施策推進地域計画認定の日から令和10年3月31日まで

6 法第15条第1項の交付金を充てて行う事業の内容、期間及び事業費

(1) 文化振興事業

事業内容：4-1、4-2と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：261,741千円

(2) 地域・産業振興事業

事業内容：4-3と同じ

事業期間：令和6年度～令和10年度（事業スケジュールを添付）

事業費：7,170千円

(3) コミュニティ活動支援事業

事業内容：なし

事業期間：なし

事業費：0千円

※(1)～(3)の合計事業費：268,911千円

7 アイヌ施策推進地域計画が法第10条第9項各号に掲げる基準に適合すると認められる理由

(1)「アイヌ施策の意義及び目標」との適合性（第1号基準）

「アイヌ施策の意義及び目標」に適合したアイヌ施策の推進を図るために必要な事業の記載（第2号基準）

■4-1に記載する事業

厚真のアイヌ民族の精神文化、伝統儀式を後世に伝え残すとともに、地域のアイヌ民族の伝統文化の継承と先住民族である自負と尊厳の形成に寄与する。伝統儀式に参列した一般の方々などがアイヌ民族の伝統文化を理解し、尊重する共生社会を築くことに役立つことが期待される。

■4-2に記載する事業

7事業を実施することによって、厚真のアイヌ民族の歴史や文化を後世に伝え残すこと

もに、アイヌ民族の歴史や文化の価値が正しく理解され、アイヌ民族が尊重される共生社会の構築に寄与することが期待される。

■ 4－3 に記載する事業

厚真町のアイヌ文化資源の現地を整備し、学芸員等のガイド付き見学会や教育視察・観光等で現地を訪れることにより厚真のアイヌ民族の歴史や文化の新たな発見と学び、正しく理解の場を提供する。また講演会も実施し、さらに理解を深めることでアイヌ民族が尊重される共生社会の構築と町外からの交流人口増加に伴う観光や関連地域産業の振興に寄与することが期待される。

■ 4－4 に記載する事業

なし

(2) 反社会的勢力やその関係者（以下「反社会的勢力等」という。）の関与の可能性（第2号基準）

3の事業については、厚真町の事業として実施するものであり、「厚真町暴力団排除条例」に基づき暴力団員及び暴力団関係事業者を入札、契約等から排除していることから、反社会的勢力等の関与はない。

(3) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第3号基準）

■事業の実施主体の特定

4の事業については、厚真町が事業の実施主体である。

■事業実施スケジュールの明確性

6で添付の事業スケジュールについては、事業担当課である厚真町教育委員会が特定又は想定している事業者からの聞き取りを踏まえて作成したものであり、その妥当性を検証している。

■地域住民の意見聴取

計画策定にあたり、アイヌの人々で構成される厚真アイヌ協会をはじめ地域住民から意見を聞いているが、反対意見は出されていない。

8 目標の達成状況に係る評価に関する事項

(1) 目標の達成状況に係る評価の手法

3に記載するKPIである、各施設の来館者数、講演会等への参加者数、資料提供件数等について、実績値を公表する。数値目標の達成状況については、厚真アイヌ協会などの関係団体との協議の場を設け、今後の事業内容の改善につなげるようにする。

(2) 目標達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

時期：計画期間における毎年度3月末時点

内容：数値目標の達成状況および事業の内容、効果について、厚真アイヌ協会などの関係団体との協議の場を設け、効果検証を行い、翌年度以降の方針を決定する。

(3) 目標の達成状況に係る評価結果の公表手法

目標達成状況に係る評価結果については、町のウェブサイトで公表する。

9 法第10条第4項に規定する事業の実施により採取する林産物の種類、当該林産物を採取する場所、当該事業の必要性その他の内閣総理大臣が必要と認める事項
実施予定なし。

10 内水面さけ採捕事業を実施する期間、当該内水面さけ採捕事業に使用する漁具その他の内閣総理大臣が必要と認める事項
実施予定なし。